

各務原市自治会街路灯等整備事業補助金交付要綱

(令和7年2月20日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響により既設街路灯等の撤去に踏み切れない市内の自治会又は区域自治会連合会（以下「自治会等」という。）を支援し、及び既設街路灯等のLED化の推進により自治会等が負担する電気料金の抑制を図るため、令和7年度に限り、予算の範囲内で各務原市自治会街路灯等整備事業補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED街路灯等 街路灯又は防犯灯（以下「街路灯等」という。）であって、光源に発光ダイオードを使用したものをいう。
- (2) 既設街路灯等 現に自治会等により維持管理がなされている街路灯等（LED街路灯等に該当するものを除く。）をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、自治会等とする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 既設街路灯等を撤去する事業
- (2) 既設街路灯等をLED街路灯等に更新する事業
- (3) 既設街路灯等を撤去し、かつ、LED街路灯等を市長が適当と認める場所に新たに設置する事業

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事業が市から同種の補助金、助成金等の交付を受けるものである場合は、当該事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金の交付の申請をする前に、

あらかじめ次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業に係る費用及び計画
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- (補助金の交付申請)

第7条 前条の規定による協議が完了した自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写しその他の補助対象経費の金額の根拠となる書類
 - (2) 補助事業に係る既設街路灯等の写真
 - (3) 補助事業により撤去し、更新し、又は設置する街路灯等の位置を示した図面
 - (4) 第4条第1項第2号に掲げる事業を行う場合にあっては、更新に用いる灯具等の仕様が分かる書類
 - (5) 第4条第1項第3号に掲げる事業を行う場合にあっては、設置するLED街路灯等の仕様が分かる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助事業の実施報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた自治会等は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
 - (2) 領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。